

令和5年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業状況報告書

(基金の運用実績)

(単位：千円)

事業区分	基金の 保有区分	令和5年度 当初保管額	運用益繰入額	令和5年度 支出済額	令和5年度 年度末保管額	今後の 支出予定額	保有 割合
中間貯蔵施設整備等 影響緩和交付金基金 事業	金融機関への預金	22,740,157	26,710	150,319	22,616,548	22,616,548	1.00
	地方債	12,000,000	0	0	12,000,000	12,000,000	1.00
合計		34,740,157	26,710	150,319	34,616,548	34,616,548	

※ 本表は基金の保有区分ごとに記載すること。

※ 基金の保有区分は、実施要領第3の1で定める「基金の運用方法」を参考に記載すること。

※ 運用益繰入金は、当該年度に基金の運用によって生じた果実の金額を記載すること。

※ 支出済額は、当該年度内に支出負担行為を行い、出納整理期間に支出をしたものを含む。ただし、当該年度に債務負担行為のみを行ったものについては含まない。

※ 保有割合は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）に従い算出すること。（通常の出崩し型事業であれば、「平成○年度末保管額／今後の支出予定額」により算出すること。）

令和5年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業状況報告書

(基金事業の結果)

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 （事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。）
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
双葉町中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金交付事業	福島県双葉町	(予算額) 10,479 (補正後)	10,036	0	0	10,479	10,036	中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町民のニーズに基づいて、「ふるさととの結びつき維持」や「生活空間の維持・向上」などにかかる費用を補助することにより、双葉町の町民の生活再建等を支援する。	補助金交付のための電算システムの構築、コールセンター運営等の実施、上記のための進捗管理を行い、町民に補助金を交付し、生活再建等の支援に資することができた。また、制度終了に伴う事務処理業務や設備撤去等業務を完遂し、目標を概ね達成することができたと認められる。	①中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金交付事業 【目的】 中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町の町民のニーズに基づいて、「ふるさととの結びつき維持」や「生活空間の維持・向上」などにかかる費用を補助することにより、双葉町の町民の生活再建等を支援するための制度が令和5年3月31日で終了となった。このことにより、令和5年9月末日までの事務処理業務と制度終了に伴う業務を行う。 【内容】 上記目的達成のため、補助上限金額等の管理のための電算システムの保守管理、期限内に到着した申請書等の事務処理、事業終了による撤収作業及び閲覧システムの構築等を包括的に委託し、制度終了に向けて円滑に事業を執行する。 (要綱第4条第1項第一～四号) ふるさととの結びつきを維持するための事業、生活空間の維持・向上のための事業、風評被害緩和対策事業、人材育成・就業支援事業 【完了期日】 令和5年9月30日 【事業費】 10,036 千円

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）						目 標	目標達成度・評価	事業結果 （事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。）
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
企業誘致推進事業	福島県双葉町	(予算額) 30,000 (補正後)	24,992	0	0	30,000	24,992	中間貯蔵施設が整備される影響を緩和するため、町内全域の企業誘致を推進するとともに、立地企業の課題やニーズを把握しながら操業環境の充実化を図る。	双葉町企業誘致戦略に基づき、効果的な工法を行うため、PR動画の作成、企業誘致セミナーで活用する物品、販促品を調達し、広報活動を実施した。この結果、令和5年度内に立地企業締結社数は3社増え、23社に増加。この他、立地企業の雇用確保・課題把握のために高校生向けバスツアーの企画、中野地区立地企業協議会活動を活発化し、操業環境の充実化が図られた。	企業誘致推進事業 【目的】 中間貯蔵施設が整備される影響を緩和するため、町の復旧・復興の重要施策である「産業・雇用の創出」の推進を目的に、中間貯蔵施設が立地する双葉町内において企業誘致を促進する。 【内容】 上記目的達成のため、双葉町企業誘致戦略（令和4年度改訂）の実行支援、企業誘致推進に伴う広報活動及び信用調査、立地企業支援に伴う雇用確保及び課題把握のためのヒアリング、町独自の支援制度や立地手続き等に関する業務支援等を委託し、円滑に事業を執行する。 (要綱第4条第1項第六号) 企業導入・産業活性化事業 【完了期日】 令和6年3月31日 【事業費】 24,992 千円

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 （事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。）
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
企業立地に係る奨励金交付事業	福島県双葉町	(予算額) 20,662 (補正後)	8,433	0	0	20,662	8,433	中間貯蔵施設が整備される影響を緩和するとともに、町の復旧・復興の重要施策である「新たな産業・雇用の創出」の推進のため、中間貯蔵施設に隣接する「中野地区復興産業拠点」を中心に、町内において事業再開、新たに立地する事業者を支援し、確固たる産業基盤の形成・振興、地元住民の雇用機会の拡大等に資する。	年度内に操業を開始し、交付申請のあった4事業者に対して操業奨励金(基礎奨励金)を交付し、「中野地区復興産業拠点」において事業再開した事業者や新たに立地した事業者の産業基盤形成・振興や地元住民の雇用機会の拡大に貢献した。	企業立地に係る奨励金交付事業 【目的】 中間貯蔵施設が整備される影響を緩和するとともに、町の復旧・復興の重要施策である「新たな産業・雇用の創出」の推進することを目的に、中間貯蔵施設に隣接する「中野地区復興産業拠点」を中心に、町内において事業再開、新たに立地する事業者に対して、確固たる産業基盤の形成・振興、地元住民の雇用機会の拡大等のための支援事業を実施する。 【内容】 双葉町内において事業再開する事業者、新たに事業を開始する事業者に対し、立地する事業所等の床面積及び雇用する地元従業員の数に応じて、奨励金を交付する。 ○操業奨励金： ＜基礎奨励金＞ 事業所等の床面積×1,000円/㎡ ＜特別奨励金＞ 事業所等の床面積×9,000円/㎡ 「特別奨励金」については、福島イノベーションコースト構想に掲げる分野等要件を満たす場合に限る。 ○雇用促進奨励金： 町に住民登録のある従業員1人あたり10万円 令和5年度末までに町内において事業再開、新たに立地する事業者で、「平成23年3月11日時点で町に住民登録のあった者」を継続雇用した場合、当該従業員1人あたり30万円とする。 (要綱第4条第1項第五号) 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等事業 【完了期日】 令和6年3月31日 【事業費】 8,433 千円

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）						目 標	目標達成度・評価	事業結果 （事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。）
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
産業交流センター維持運営事業	福島県双葉町	(予算額) 109,181 (補正後)	97,304	0	0	109,181	97,304	中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、「双葉町産業交流センター」の維持管理を適切に行うことにより、利用者の利便性向上に資するよう、効率的かつ適切な維持管理を図る。	指定管理者による施設管理等を通じて利用者サービスの向上と効率的・適切な維持運営を図り、町復興のさきがけとして、地域経済の活性化に寄与した。	産業交流センター維持運営事業 【目的】 中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、町復興の先がけとして、就業者、来訪者、町民を総合的にサポートし、地域経済の活性化等を図るために町が整備した「双葉町産業交流センター」を効率的かつ適切に維持管理することを目的とする。 【内容】 上記の目的を達成するため、利用者サービスの向上と効率的かつ適切な維持運営を図るため、地方自治法に基づき指定管理者による施設管理及び施設共用部の光熱水に係る費用に充当する。 (要綱第4条第1項第五号) 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等事業 【完了期日】 令和6年3月31日 【事業費】 97,304 千円

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）						目 標	目 標 達 成 度 ・ 評 価	事業結果 （事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。）
		事業経費		単独経費		合 計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
産業交流センター商業施設雇用補助金事業	福島県双葉町	(予算額) 14,736 (補正後) 0	9,554	0	0	14,736	9,554	中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町産業交流センター内の商業施設を安定的・長期的に運営することで、一時帰宅する町民、就業者の利便性向上に資する。	双葉町産業交流センター商業施設を運営する6事業者に対して、人件費の補助を行い、従業員の確保・経営の安定化を図ることに貢献。	産業交流センター商業施設雇用補助金事業 【目的】 中間貯蔵施設の整備等による影響により、従業員の確保が極めて厳しい環境にある中、双葉町産業交流センター内で商業施設を運営する事業者に対して、人件費を補助することで、経営の安定化を図ることを目的とする。 【内容】 上記の目的を達成するため、双葉町産業交流センター内で商業施設を運営する事業者に対して、勤務実績・給与支払い実績に応じて、補助金を交付する。 ・補助額：500円/h ・補助上限：1事業者あたり3,240千円 （要綱第4条第1項第六号） 企業導入・産業活性化事業 【完了期日】 令和6年3月31日 【事業費】 9,554 千円
						185,058	150,319			